工事請負契約書第２５条第６項（インフレスライド条項）の運用について

平成 26 年３月 26 日通知
平成 27 年２月４日改正
令和７年２月 21 日改正

１　インフレスライド条項の運用の内容

２に定める工事等の受注者は、工事請負契約書第２５条第６項（以下、「インフレスライド条項」という。）の規定により、発注者に対し、労務単価及び資材単価の変動による請負代金額の変更の協議を請求することができる。

２　適用対象工事

インフレスライド条項の適用対象工事は、次の全てを満足している工事とする。

（１）京都府における公共工事設計労務単価の改定がなされた日の前に、契約を締結している工事であること。
（２）基準日において、残工期が２ヶ月以上あること。
（３）基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の請負代金額の１００分の１に相当する金額を超えていること。

３　用語の定義

（１）請求日：受注者が請負代金額のスライド変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。
（２）基準日：スライド変更のため出来高を確認する日。請求日と同日とすることを基本とするが、これにより難い場合は、請求日から１４日以内の範囲で定める。
（３）残工期：基準日から契約工期の終期日までの残工事期間。
なお、指示書等により工期延期を行うことが明らかな場合は、その工期延期期間を残工事期間に考慮することができる。
（４）スライド額：労務単価及び資材単価の変動による請負代金額の変更額。
（５）スライド額協議開始日：発注者と受注者がスライド額の協議を開始する日。

４　スライド変更の手続き

スライド変更の手続きは下記のとおりとし、別添の実施フローによる。

（１）スライド協議の請求
受注者は、スライド協議の請求を、別紙様式１により行う。
請求に際しては、出来高数量が確認できる根拠資料（出来高数量総括表、出来高

図面等）を併せて提出すること。

なお、基準日設定後に新たに公共工事設計労務単価が改定され、かつ、残工期が新たな基準日から２ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

（２）基準日における出来高確認

発注者は、残工事量を算定するために、基準日における工事の出来高を確認する。

基準日における出来高確認は、監督職員が行う。

残工事量の算定は、「５　残工事量の算定」に基づき行う。

（３）スライド額協議開始日の通知

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、受注者に別紙様式２－１により通知する。

スライド額協議開始日の通知は、請求日から７日以内に行う。

（４）技能労働者の処遇改善

発注者はスライド額協議開始日とともに概算変更額を通知した後、別紙様式２－２により、受注者に対し技能労働者の処遇改善について配慮するよう通知する。

（５）スライド額の算定

発注者は、「６　スライド額の算定」に基づきスライド額の算定を行う。

（６）スライド額の協議開始　［（３）において通知した日］

１）スライド変更の対象となる場合

発注者は、スライド額を別紙様式３－１により受注者に対し協議を行う。

２）スライド変更の対象とならない場合

発注者は、別紙様式３－２により受注者に対し協議を行う。

（７）スライド額の確定

受注者は、スライド額に異存がない場合は、協議開始の日から１４日以内に別紙様式４により発注者に対し承諾書を提出する。

協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合、発注者は、契約書第２５条第７項の規定に基づき、スライド額を定めて受注者に通知する。

５　残工事量の算定

（１）基準日における残工事量は、設計数量から出来高部分に相応する数量を控除して算出する。

出来高数量の確認は、受注者が作成した出来高数量総括表に対応して行う。

（２）現場搬入材料についても、出来高数量として取り扱う。

なお、近隣のストックヤード等で在庫確認が出来る材料についても、出来高数量として取り扱う。

（３）工場製作品についても、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来高数量として取り扱う。

（４）基準日までに変更契約を行っていないが指示書等により先行指示されている設計数量においても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。

（５）基準日以降の新工種および追加工事は、残工事に含めないものとする。
（６）受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、出来高部分に含めるものとする。

６　スライド額の算定

（１）スライド額は、基準日における残工事の請負代金額の単価変動による増額のうち、残工事の請負代金額の１００分の１に相当する金額を超える額とする。
（２）スライド額は、次式により算出する。

Ｓ＝Ｐ２－Ｐ１－（Ｐ１×1/100）

この式において、Ｓ、Ｐ１及びＰ２は、それぞれ次の額を表すものとする。

Ｓ　：スライド額
Ｐ１：請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額（変動前残工事額）
Ｐ２：基準日における労務単価又は資材単価等を基礎として算出したＰ１に相当する額（変動後残工事額）

Ｐ１及びＰ２は、発注者積算額に当初契約の落札率を考慮して算出する。
Ｐ＝発注者積算額×落札率

（３）スライド額は、歩掛の変更については考慮しない。
（４）その他

スライド額算定に用いる資材単価等については、基準日における単価に置き換える。

なお、特別単価調査又は見積価格を採用した単価等で、価格の再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動率により算定することができる。

ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、この限りでない。

７　変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、原則として精算変更時点で行うものとする。
追加工事および工種がある場合は、スライド額確定後に追加する。

８　全体スライド及び単品スライド条項の併用

（１）契約書第２５条第１項から第４項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更と、本通知によるスライドを併用して請求することができる。
（２）本通知に基づく請負代金額の変更と、契約書第２５条第５項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を併用して請求することができる。詳細については「工事請負契約書第２５条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（京都府）」を参考にすること。

工事請負契約書第２５条第６項に伴う実施フロー

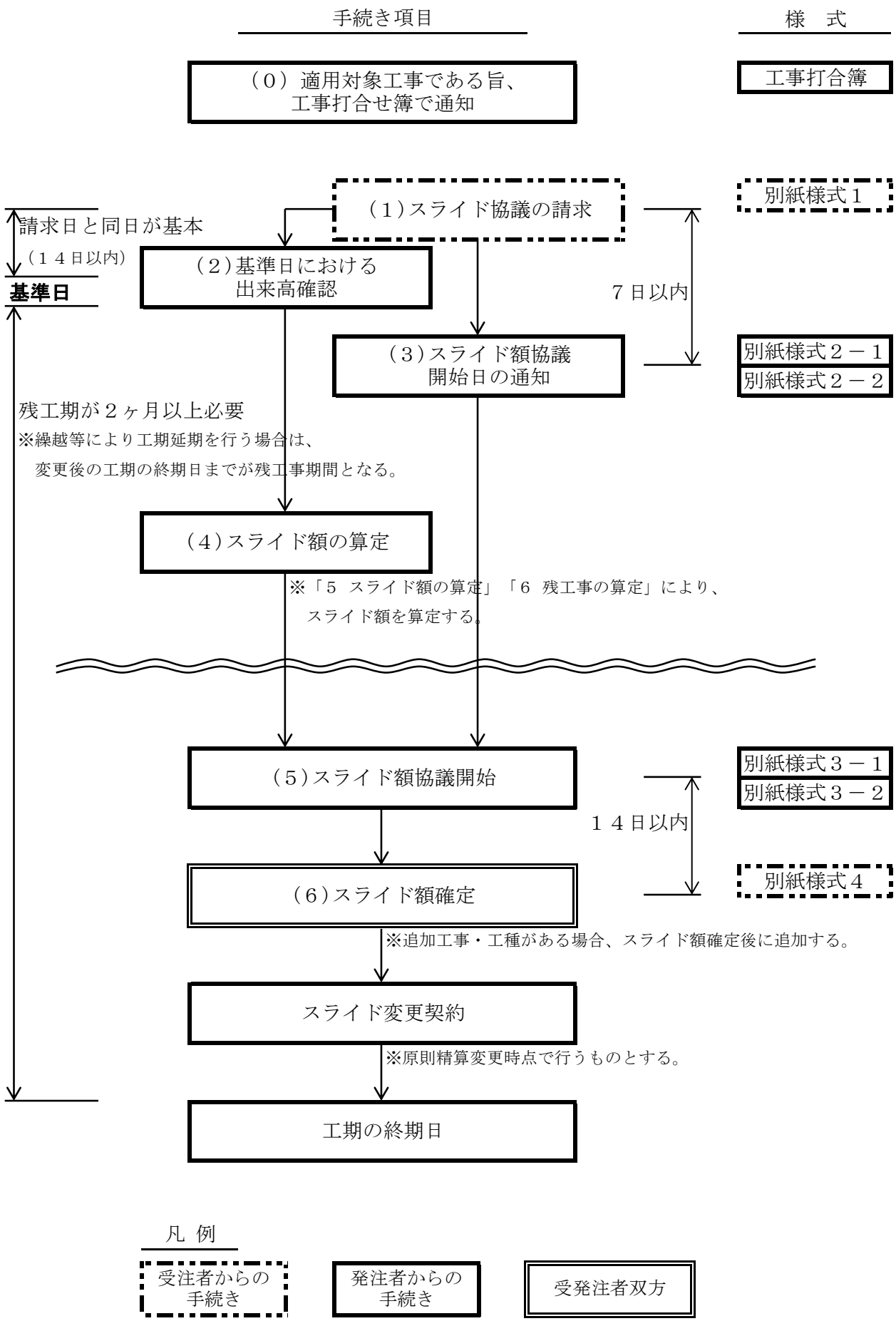

第２５条第６項関係（別紙様式１）

［受注者からの請求］

（第　　号）
令和　　年　　月　　日

（発注者）　　様

受注者　住所
氏名　　印

工事請負契約書第２５条第６項の規定に基づく請負代金額の変更について（請求）

下記の工事については、賃金等の変動により、工事請負契約書第２５条第６項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

１　工　事　名
及び工事番号

２　工 事 場 所

３　契約年月日　　令和　　年　　月　　日

４　請負代金額　　円

５　工　　期　　令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで
（変更予定　令和　　年　　月　　日まで）

６　希望基準日　　令和　　年　　月　　日

７　変更請求概算額　　円

８　概算残工事請負代金額　　円
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

９　添 付 資 料　　変更請求額及び概算残工事請負代金額の算定資料

※１　今回の請求は，あくまで概算額であり，精査の結果，請求額が変更となっても問題はない。
※２　工期の変更予定は，入札公告等において示した発注者が変更を予定している工期とする。
※３　概算残工事請負代金額の算定にあたっては、現場施工済みの数量及び金額が分かる資料（「出来高数量総括表」及び「出来高図面」）も併せて提出すること。

第２５条第６項関係(別紙様式２－１)

第　　号
令和　　年　　月　　日

（受注者）
様

（発注者）　　印

工事請負契約書第２５条第８項の規定に基づく協議の開始日について（通知）

令和　　年　　月　　日付けで請求があった下記の工事について、工事請負契約書第２５条第８項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

１　工　　事　　名
　及 び 工 事 番 号

２　概　算　変　更　額　　〇〇〇〇円（税込）
　（概算金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない）

３　スライド額協議開始日　　令和　　年　　月　　日

第 25 条第６項関係（別紙様式２－２）

令和　　年　　月　　日

（受注者）

様

（発注者）

工事請負契約書第 25 条第６項の規定の適用に基づく技能労働者の
処遇改善への適切な対応について（通知）

工事請負契約書第 25 条第６項の規定に基づき請求があった請負代金額の変更について、令和　　年　　月　　日付けでスライド協議開始日とスライド変更増額（概算額）を通知したところです。

つきましては、インフレスライド条項適用の趣旨を踏まえ、賃金水準の確保や社会保険等の加入の徹底等、技能労働者の処遇改善を図るとともに、この取組が下請企業にも波及するよう、適切な請負金額で下請契約を締結する等、適切に対応いただきますようお願いします。

第２５条第６項関係（別紙様式３－１）

第　　号
令和　　年　　月　　日

（受注者）
様

（発注者）　　印

工事請負契約書第２５条第６項の規定に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和　　年　　月　　日付けで請求があった工事請負契約書第２５条第６項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条第７項の規定に基づき、下記のとおり協議します。
なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ提出願います。

記

１　工　　事　　名
　及 び 工 事 番 号

２　スライド変更増額　　円
　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

３　基　　準　　日　　令和　　年　　月　　日

別紙様式３（付表）

スライド額算定調書

	請負代金額（税抜き）	出来高額（税抜き）	Ｐ１（税抜き）
変動前			

	請負代金額（税抜き）	出来高額（税抜き）	Ｐ２（税抜き）
変動後			

Ｐ＝（請負代金額）－（出来高額）

スライド額（Ｓ）＝　Ｐ２　－　Ｐ１　－（　Ｐ１　× 1／100 ）

＝　－　－（　× 1／100 ）

＝　円（千円止め）

ただし、Ｐ１＜Ｐ２

Ｐ１：変動前残工事額（請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額）

Ｐ２：変動後残工事額（基準日における労務単価又は資材単価等を基礎として算出したＰ１に相当する額）

スライド額(税込み)＝（Ｓ）×（消費税及び地方消費税の税率）

＝　円

第２５条第６項関係（別紙様式３－２）

第　　号
令和　　年　　月　　日

（受注者）
様

（発注者）　　印

工事請負契約書第２５条第６項の規定に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和　　年　　月　　日付けで請求があった工事請負契約書第２５条第６項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条第７項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

１　工　　事　　名
　　及 び 工 事 番 号

２　スライド変更適否　　スライドの適用が認められない

３　理　　由　　スライド額が対象工事費の１％を超えないため

４　基　　準　　日　　令和　　年　　月　　日

第２５条第６項関係（別紙様式４）

令和　　年　　月　　日

（発注者）　　様

受注者　住所
氏名　　印

承　諾　書

令和　　年　　月　　日付けで協議のあった下記工事の工事請負契約書第２５条第７項によるスライド変更金額に異存ありませんので、承諾します。

記

１　工　　事　　名
　及 び 工 事 番 号

２　スライド変更増額　　円
　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

３　基　　準　　日　　令和　　年　　月　　日